

令和 7 年 3 月 1 8 日
都市整備部都市計画課

江東区バリアフリー基本構想の改定について

1 趣旨

区では、交通バリアフリー法に基づき、「江東区交通バリアフリー基本構想（以下、旧構想という）」を平成 18 年 3 月に策定し、東陽町駅や南砂町駅周辺を「重点整備地区」に指定し、バリアフリー化の整備を推進してきた。

現在、旧構想の策定から約 20 年が経過する中、法改正や D X 等の進展など社会状況は大きく変化しており、また地下鉄 8 号線延伸に伴う沿線各駅周辺の道路等、全ての人にとって利用しやすい公共空間の推進に向け、関連機関や交通事業者等・区民との連携・協力により、バリアフリー基本構想を改定する。

2 改定の方向性

区全域によるバリアフリー化の状況を把握・評価するとともに、新たなバリアフリー基本方針を示す。また、地下鉄 8 号線延伸によるまちづくりの機運を捉え、中間新駅周辺などを重点整備地区^{※1}に指定することで、一体的なバリアフリー化の整備に向け検討する。

旧構想における東陽町駅・南砂町駅周辺の重点整備地区においては、駅出入口や駅周辺の公共施設等の状況を把握・評価し、再指定に向け検討する。

※1：バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行う区域

3 改定方法

改定にあたっては、高齢者や障害者等の団体と区民との協働によるワークショップにより、区民の意見を反映するとともに、学識経験者や公共交通事業者等で構成する法定協議会の意見も反映する。

4 今後のスケジュール(予定)

令和 8 年 3 月 構想（骨子）の取りまとめ

1 0 月 構想（素案）の取りまとめ、パブリックコメントの実施

令和 9 年 3 月 構想（案）の取りまとめ、構想改定